

事業者の
みなさまへ

平成29年4月1日にスタート！

千葉県自転車条例

条例では、自転車利用者だけではなく、事業者に対しても努力義務を定めています。
従業員が、自転車を安全に利用できるようにしましょう。

事業者が努めること

◆従業員への啓発・指導

自転車通勤する従業員や業務で自転車を利用する従業員に対して、自転車を安全に利用できるよう、朝礼や研修などにより交通ルールの周知に努めてください。

～ぜひご活用ください～

◇交通安全ライブラリー事業

交通安全教育映像（VHSビデオ、DVD）を貸し出します。

◇交通安全教育推進員派遣制度

対象者に合わせて経験豊富な講師を派遣します。

◆点検整備

業務で利用する自転車について、**タイヤの空気圧**や**ブレーキの効き**などの日常点検など定期的な整備に努めてください。

◆保険等への加入

業務で自転車を利用し、誤って相手に怪我をさせてしまった場合に備えて、**業務上の賠償事故を補償する保険等**への加入に努めてください。

◆反射器材の備え付け

夜間の安全な利用のために、業務で利用する自転車の**側面に反射器材**を備え付けましょう。

高額賠償事例

賠償金 9,521万円



小学生が、夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に正面衝突。歩行者は頭の骨を折り意識が戻らない重傷を負った事例。

ちばサイクルール



チーバくん

ちばサイクルールを守り、
自転車を安全に利用しましょう。

乗る前のルール

- ① **自転車保険**に入ろう
- ② **点検整備**をしよう
- ③ **反射器材**を付けよう
- ④ **ヘルメット**をかぶろう
- ⑤ **飲酒運転**はやめよう

乗るときのルール

- ① **車道の左側**を走ろう
- ② **歩いている人**を優先しよう
- ③ **ながら運転**はやめよう
- ④ **交差点**では**安全確認**しよう
- ⑤ **夕方**から**ライト**をつけよう

【お問い合わせ】 千葉県くらし安全推進課

電話 043-223-2263 FAX 043-221-2969

平成29年3月作成